

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程

平成28年9月29日
平成28年度規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第3号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新工ネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、別途定める「研究開発型ベンチャー支援事業」基本計画に記載する「企業間連携スタートアップに対する事業化支援」において、事業会社と共同研究等を行う研究開発型ベンチャーが実施する実用化のための研究開発を行う事業をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- 三 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 四 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- 五 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。

(助成対象費用等)

第6条 機構が行う助成対象費用は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。

2 助成金の額は、助成対象費用の費目ごとに別途定める補助率を乗じた金額以内とする。

3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

（交付の申請）

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付に当たっての条件）

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

二 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。

三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。

六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計

帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

- 七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- 十二 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十三 助成事業者は、機構が第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十四 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十五 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十六 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後5年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第5による届出書を機構に提出すべきこと。
- 十七 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 十八 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 二十 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、様式第20による当該助

- 成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- 二十一 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- 二十二 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。
- 二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- 二十四 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- 二十五 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1, 6, 7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、9-1, 9-2及び11-2を除く。
- 二十六 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- 二十七 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- 二十八 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織（ポータルシステム）を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- 二十九 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）
- 三十 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- 三十一 助成事業者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 三十二 助成事業者が「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。

三十三 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十四 助成事業者は、機構に提出した様式第1の交付申請書の共同研究等の相手先となる事業会社との連携項目について、事業会社と契約締結したことを記載した様式第22による報告書を、採択の決定の通知後1か月以内に機構に提出すること。

2 機構は助成金の適正な交付を行うために必要があるときは前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条 機構は助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第19号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第2号ただし書の場合については様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（助成事業の承継）

第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者の様式9-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式9-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（助成金の額の確定）

第13条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付

された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額(当該交付決定が変更された場合には、変更後の額)と、前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に別途定める補助率を乗じて得た額の合計額とのいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第14条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第11-1による助成金概算払請求書又は様式第12による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。
- 3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第13による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。
- 4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第17条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、助成事業者が第1項又は前項の承認を受けようとするときは、様式第7に準じた中止(廃止)承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは様式第16により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第13条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 助成事業者が、第8条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
 - 三 助成事業者が、第9条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
 - 八 助成事業者が、第26条の規定の誓約違反したとき。
- 2 前項の規定は第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

- 第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 機構は、第13条第2項の規定に基づき額の確定をした場合(第17条第3項において準用する場合を含む)において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。
- 一 返還すべき助成金の額
 - 二 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第17又は第18により報告させるものとする。
- 5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第20条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第19により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第8条第5項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

- 第21条 機構は助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求

した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(成果の普及及び事業化への努力)

第23条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化に努めるものとする。

- 2 助成事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

(事業化の報告)

第24条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第20による事業化状況報告書を提出させるものとする。

- 2 前項に定める報告書は助成事業者の毎会計年度決算確定後20日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額と累計納付額の合計が助成金確定額を超えることが明らかになった場合には、助成事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。

(収益納付)

第25条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。その際、助成事業者は当該事業成果が活用された事業により得た利益（産業財産権等によるものを含む）の5%を納付するものとする。ただし、主な研究開発拠点、または当該事業で得られた知的財産権を国外に移転した場合においては、助成事業者は当該年度以降の当該事業成果が活用された事業により得た利益（産業財産権等によるものを含む）の10%を納付するものとする。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は助成金の確定額の合計額を上限とする。
- 3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。
- 4 機構は、助成事業者が中小企業であって経常収支が赤字となる場合に、納付を猶予することができるものとする。
- 5 機構は、前項の猶予を行う場合には、助成事業者に様式第21による納付猶予申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 6 助成事業者が吸収・合併により買収された場合、当該助成事業を継続して実施しようとするときは、買収企業に納付義務を承継させるものとし、買収企業は当該事業成果が活用された事業により得た利益（産業財産権等によるものを含む）の5%を納付するものとする。ただし、主な研究開発拠点、または当該事業

で得られた知的財産権を国外に移転した場合には、買収企業は当該事業成果が活用された事業により得た利益（産業財産権等によるものを含む）の10%を納付するものとする。

- 7 助成事業者が買収企業の子会社となり知的財産の実施権を買収企業に付与した場合、助成事業者は当該事業成果が活用された事業により得た利益（産業財産権等によるものを含む）の5%を納付するものとする（買収に際し、買収企業に対して当該事業成果が活用された事業による利益（産業財産権等によるものを含む）の5%以上のライセンス料を課す契約を締結することを助成事業者に義務付ける。但し、そのライセンス料は第25条1項の助成事業者の収益に含まないものとする。）。

（暴力団排除に関する誓約）

第26条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

- 一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第27条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から実施する。

助成対象費用（内容）

費目	細目
I 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労 務 費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。
III そ の 他 経 費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

(様式第1)

番 年 月 日 号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付申請書
(・・助成事業名・・)

上記の件について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金の交付を受けたいので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
平成 年度分 円
平成 年度分 円
- 4 助成金交付申請額 円
平成 年度分 円
平成 年度分 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日
開始年月日 交付決定通知書に記載する事業開始の日から
終了予定年月日 平成 年 月 日
- 7 連絡先
担当者所属
役職・氏名
郵便番号、住所
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

(注)

- 1 この申請書には、「助成事業内容等説明書(添付資料1)」、「事業化計画書(添付資料2)」、「助成事業実施計画書(添付資料3)」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(添付資料1)

助成事業内容等説明書

1 助成事業の名称

2 申請者の概要

(1) 申請者（法人）名

住所

電話番号

(2) 略歴

①法人：

②代表者：

(3) 資本金及び主たる株主

資本金 千円

株主（上位5名）

株主		(持株比率)
1.		〇〇%
2.		〇〇%
3.		〇〇%
4.		〇〇%
5.		〇〇%

VC、事業会社からの投資実績（申請時点）

年月：	名称：	出資額：	取得株数：
年月：	名称：	出資額：	取得株数：

出資額合計：

直近の株価： 円/株

時価総額 (Pre)： 円

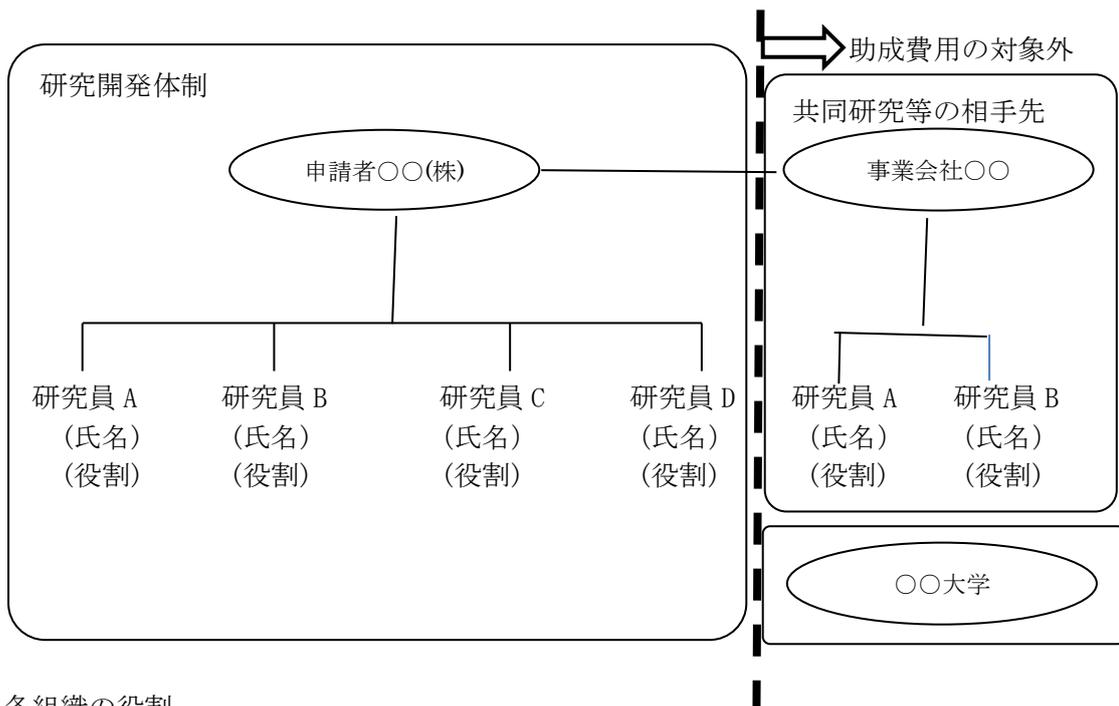
※株主のうち、法人株主について、以下の表に記入してください。

株主企業名	大企業・中堅企業・中小企業区分	資本金額(千円)	従業員数(人)	売上高(百万円)	主たる業種

- (4) 主たる業種
- (5) 従業員数
人(内訳 経営者： 人、従業員： 人、パートタイム： 人)
- (6) 売上高
百万円
- (7) 決算日
月 日
- (8) 設立年
年
- (9) 現在の主要事業内容（主な製品等）

3 研究開発の体制等

- (1) 研究体制
 - ① 研究組織



- ② 各組織の役割
 - (a) 全体の目標
 - (b) 申請者の役割
 - (c) 共同研究等の相手先となる事業会社の役割と協力項目
 - (d) 本助成事業に関わる共同研究等の成果の取扱い（特に知的財産権の帰属）

- ③ 共同研究等の相手先となる事業会社の本 NEDO 事業終了後の事業展開

④ 事業会社との連携項目

(a) 申請時の共同研究等に関する契約の有無

有（締結日）：

無

(b) SCA への出資

出資（予定）内容：（時期、出資額、株数、持ち株比率等）

該当なし

(c) 研究成果を適用した製品の販路の提供や購入

連携（予定）内容：（時期、販路提供、購入、その他連携等）

該当なし

(d) 人材の受け入れ

人材受け入れ（予定）内容：（時期、受け入れ先における役割、経歴）

該当なし

(2) 研究開発の実施場所（全実施場所）

郵便番号

住所

名称

担当者役職

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

メールアドレス

(3) 主任研究者の所属、役職、氏名、略歴及び連絡先

所属

役職

氏名

略歴

得意分野

取得特許、発表論文

連絡先

郵便番号

住所

電話番号

F A X 番号

メールアドレス

(4) 研究開発に従事する人員

研究員 名

補助員（工員等） 名

計 名

(5) 経理担当者の所属、役職、氏名、及び連絡先

所属

役職

氏名
連絡先

郵便番号
住所
電話番号
FAX番号
メールアドレス

(6) 共同研究等の相手先の名称と共同研究者の所属、役職、氏名、略歴及び連絡先

機関名

所属

役職

氏名

略歴

得意分野

取得特許、発表論文

連絡先

郵便番号
住所
電話番号
FAX番号
メールアドレス

(添付資料2)

事業化計画書

1. 想定する事業の概要
2. 本事業を始めるきっかけ、動機
3. 想定する事業が参入する市場
 - (1) 顧客とそのペイン
 - (2) 現状の他社の解決法と欠点、課題は何か。
 - (3) ターゲット市場規模
4. ビジネスの強み（参入障壁の構築）
 - (1) コアとなる技術シーズ
 - (2) 技術開発課題
(具体的な技術開発項目は「助成事業実施計画書」(添付資料3)に記載)
 - (3) 知財戦略
 - (4) リードタイム
5. 売り上げ計画(損益分岐点の時期等)と今後の資金調達のタイミング
 - (1) 市場参入時期
 - (2) パイプライン/サプライチェーン
 - (3) 収益モデル
(市場参入時の競合他社の想定価格と、御社想定 of 市場参入価格、原価の想定等)
 - (4) 市場参入後の想定される売上計画とブレイクイーブンの時期
 - (5) 資金調達計画
(想定される事業計画を遂行するのに必要な資金をいつどのように調達するのか)
6. 企業価値向上の見通し

(添付資料3)

助成事業実施計画書

1 事業期間における助成事業の目標

(1) 開発目標

	助成事業期間中の達成目標	助成事業期間終了後から 実用化までの達成手段	実用化時の最終目標

(2) 上記目標設定の理由(国内外における技術動向や既存の製品との関連等について説明すること。)

(3) 研究開発の独創性・新規性の根拠

① 実用化の基盤となる技術、取得特許、ノウハウ等の内容

特許の名称 (最新状況)	出願番号(出願日) (公開、公告、登録のうち最新のもの)	出願人	発明者	係争の 有無	明細書等 の写し

② 国内外他社における関連特許の取得状況

③ 国内外における技術との相違及び内外における特許との関連

④ 実用化の基となる技術を生み出したプロジェクト等

2 事業期間における研究開発の内容

(1(1)の目標を達成するために必要な研究開発の内容を説明すること。)

3 事業期間中の研究開発日程

(別紙 実用化開発日程表に記載)

4 その他(申請に係る研究開発の実施について特に問題意識や背景があれば具体的に説明すること。)

(別紙 実用化開発日程表)

平成 年度 企業間連携スタートアップに対する事業化支援 実用化開発日程表													
期間 実用化開発項目	平成 年												
	月～月			月～月			月～月			月～月			開発目標

5 助成事業に要する資金及び費用の内訳

(単位：円)

	費 目	金 額	
収 入	I. 自己資金		
	II. 借入金		
	III. その他の収入		
	(小 計)		
	IV. 助成金交付申請額		
	合 計		

	費 目	金 額	助成金交付申請額
支 出	I. 機械装置等費		
	1. 土木・建築工事費		
	2. 機械装置等製作・購入費		
	3. 保守・改造修理費		
	II. 労務費		
	1. 研究員費		
	2. 補助員費		
	III. その他経費		
	1. 消耗品費		
	2. 旅費		
	3. 外注費		
	4. 諸経費		
合 計			

(様式第2)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び
代表者氏名 　　あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請がありました企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金については、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第8条第2項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

平成 年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)

(中項目)

(小項目)

3 助成事業期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円

助成対象費用の額 金 円

助成金の額 金 円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

- 5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びにこれらに配分された費用の額に対応する助成金の額の区分は、別表のとおりとする。
- 6 助成金の額の確定は、交付決定された助成金の額と、実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）の合計額とのいずれか低い額とする。
- 7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

 - （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
 - （2） 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
 - （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
 - （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。
- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 9 なお、助成金を交付するにあたっての条件は、別紙のとおりとする。

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
平成 年度限度額 Ⅰ 機械装置等費 Ⅱ 労務費 Ⅲ その他経費				
平成 年度限度額 Ⅰ 機械装置等費 Ⅱ 労務費 Ⅲ その他経費				
平成 年度限度額 Ⅰ 機械装置等費 Ⅱ 労務費 Ⅲ その他経費				
合 計				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目ⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- (5) 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- (6) 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (7) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (8) 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- (9) 助成事業者は、助成事業が完了するとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (10) 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- (12) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (13) 助成事業者は、機構が交付規程第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- (14) 助成事業者は、交付規程第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合に

おけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。

- (15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。
- (17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 16 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- (20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
- (21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。
- (22) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。
- (23) 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）
- (24) 助成事業者は、労務費の算定にあたっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- (25) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第 1, 6, 7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、9-1, 9-2 及び 11-2 を除く。
- (26) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等

との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

- (27) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- (28) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織（ポータルシステム）を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- (29) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）
- (30) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- (31) 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (32) 助成事業者が「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。
- (33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(様式第3)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る事故報告書
(・・助成事業名・・)

上記の件について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第9条第七号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の現在の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

(注)

- 1 助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第4)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る実績報告書
(・・・助成事業名・・・)

上記の件について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第9条第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
 - (1) 交付決定年月日 平成 年 月 日
 - (2) 番 号 第 号
 - (3) 交付決定額 円
- 3 助成金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額 円
 - (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
 - ② 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
- 4 助成事業結果報告書(別紙1)
- 5 決算報告書(別紙2)
- 6 収支明細書(別紙3)

(注)

- 1 様式第14の「取得財産等管理明細表」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙1)

助成事業結果報告書

1 助成事業の名称

2 研究開発の経過

(1) 研究開発担当者

(主任研究者及び研究担当者の氏名、職名、所属並びに分担した研究開発の事項)

(2) 実施場所

(実施場所の名称、所在地及び電話番号、2以上に分けられるときはそれぞれの場所で行った
主たる研究開発項目)

(3) 研究開発の期間

開始 平成 年 月 日

終了 平成 年 月 日

(4) 研究開発の日程

(研究開発の開始から完了(終了又は廃止)までの研究開発の日程を研究の段階に従って記載
すること。)

(5) 研究開発の実績

(申請書の内容説明書と対応させて、研究開発のために使用した設備、材料及び研究開発の経
過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。ただし、助成事
業が完了していない場合は簡易な記述とすることができる。)

3 研究開発の期間中に特許又は実用新案の登録の出願をしているときはその状況

4 研究開発の成果

(研究開発の成果は具体的に詳細に記載し、研究開発の成果を適用させるため、具体的方法、適
用上の問題点及び研究開発の技術的・経済的効果、公害防止効果等について、具体的、かつ、詳
細に記載すること。ただし、助成事業が完了していない場合は簡易な記述とすることができる。)

5 研究開発の成果の事業化及び輸出の見通し

(研究開発の成果を事業化する見込み、時期、事業化の規模、量産化したときの製品の価格、輸
出見込数量、金額及び主たる仕向地並びに類似品がある場合は輸入品と比較した場合の優劣等
について記載すること。)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙2)

決 算 報 告 書

(単位：円)

費 目	予算額		流用額		決算額				備考
	助成対象費用	助成金の額	流用額	流用後の助成対象費用	助成事業に要した費用	助成対象費用	助成対象費用 × 補助率	助成金の額	
支 出	I 機械装置等費								
	1 土木建築工事費								
	2 機械装置等 製作購入費								
	3 保守改造修理費								
	II 労務費								
	1 研究員費								
	2 補助員費								
	III その他経費								
	1 消耗品費								
	2 旅費								
	3 外注費								
	4 諸経費								
	合 計								

費 目		予 算 額	決 算 額	備 考
収 入	自己資金			
	借入金			
	助成金			
	合 計			

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。
- 2 この決算書中、支出の予算額とは交付決定額をいい、助成事業の計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。

(別紙3)

収 支 明 細 書

(1) 支 出

費 目	種 別	単 位	数 量	単価	助成対象費用(円)		助成金の額 (円)	備 考
				(円)	予算額	決算額		

(2) 収 入

費 目	金額 (円)		調達年月日	調達先	備 考
	予算額	決算額			

(注)

- 1 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記入すること。
- 2 機械等の据付費は、機械等本体の経費と分明しているもの場合は種別欄に記入するものとし、
分明できない場合は備考欄に据付費を含むと記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第5)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る
成果発表及び産業財産権等届出書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり学術誌等で発表、又は産業財産権等の出願若しくは取得(譲渡、実施権の設定)をしたので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第9条第十六号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 開発題目
- 3 論文発表
 - 1) 発表題目
 - 2) 発表形態
(査読の有無、使用言語(日本語、英語等)、名称)
 - 3) 論文掲載許可年月日
 - 4) 著者
(所属、役職、氏名)
- 4 産業財産権等の出願又は取得
 - 1) 種類(産業財産権等の名称)
 - 2) 出願又は取得年月日
 - 3) 内容
(出願番号、出願人、登録番号、譲渡日、実施権の設定日等を記載する。)
 - 4) 相手先及び条件(譲渡又は実施権の設定の場合)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付申請取下げ届出書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第9条第十九号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
 - (1) 助成対象費用
 - (2) 助成金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第7)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業計画変更承認申請書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた企業間連携
スタートアップに対する事業化支援助成事業を下記のとおり変更したいので、企業間連携ス
タートアップに対する事業化支援助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき承認を申請しま
す。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の費用の配分（新旧対比のこと。）
- 6 同上の算出根拠

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止にあたっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止にあつては、その後の措置について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業計画変更届出書
(・・助成事業名・・)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた企業間連携
スタートアップに対する事業化支援助成事業を下記のとおり変更したいので、企業間連携ス
タートアップに対する事業化支援助成金交付規程第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第9-1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業承継承認申請書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付けをもって、 により企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の名称
- 4 助成事業の内容
- 5 交付決定通知書の日付け及び番号
平成 年 月 日 第 号
- 6 交付決定通知書に記載された助成金の額
円
- 7 既に交付を受けている助成金の額
円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第9-2)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業承継承認申請書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付けをもって、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成事業に係る弊社の一切の権利義務を下記の理由により、 へ承継致したく、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第12条第3項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 助成事業の地位の承継理由
- 2 助成事業の名称
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号
平成 年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額
円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第10)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名 あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名 印

確 定 通 知 書

確定検査の結果、下記のとおり確定したので企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第13条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 助成事業の名称

(大項目)

(中項目)

(小項目)

2 助成事業期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 検査日 平成 年 月 日

4 確定額 金 円

費 目	助成金交付 決 定 額 (円)	決算額 (円)		助成金の 確定額 (円)	備 考
		助成対象 費 用	助成金の額		
1 機械装置等費					
2 労務費					
3 その他経費					
合 計					
備 考	(確定減)				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第 1 1 - 1)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた企業間連携スタートアップ
に対する事業化支援助成金について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規
程第 14 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) _____
(中項目) _____
(小項目) _____

2. 概算払請求金額

_____ 円

3. 請求金額の内訳
別紙のとおり

「振込先銀行口座」 (登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号: _____

※用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 とし、左上とじとすること。

(別紙)

○請求金額の内訳(太枠内に必要金額を記入してください)

●今回請求額の合計 (D+E)

円

【概算払の上限割合】
・5月概算払：限度額の25%が上限
・8月概算払：限度額の50%が上限
・11月概算払：限度額の75%が上限
・翌年2月概算払：1月迄の実績額+2月、3月の見込額
(※各回とも不必要に過大な請求額とならないよう精査してください。)

●当年度分の概算払

〇〇年度
助成対象費用の額

(単位：円)

助成金の額 補助率 () A	※前年度分の過大額 B	当年度分の既受領額 C	今回請求額 D	限度額に対する 請求割合 {(B+C+D)/A} × 100
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合は、B欄に前年度過大分の金額を計上して下さい。

●前年度分の概算払

今回請求額
(※前年度分の不足額)
E

円 ← 【不足額を請求する場合のみ記入】

※前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して不足であった場合は、E欄に前年度不足分の金額を今回請求額として計上して下さい。

【記入上の注意】

- ①着色されている欄は自動計算されるので、入力しないで下さい。
- ②「助成対象費用の額」の欄には、単年度であればその額を、複数年度交付決定であれば当該年度限度額を計上して下さい。なお、助成対象費用の額又は限度額の変更を行っている場合は、直近の額を計上して下さい。
- ③「助成金の額A」の欄には、助成対象費用の額に補助率を乗じて算出された助成金の額を計上して下さい。また、補助率()内には、%又は分数を表記して下さい。
- ④「前年度分の過大額B」欄には、前年度の既受領額が年度末中間検査額に対して過大であった場合に計上して下さい。
- ⑤「当年度分の既受領額C」欄には、これまでに支払請求し、受領した総額を計上して下さい。
(ただし、複数年度契約であれば当該年度分のみ計上して下さい。)
- ⑥「今回請求額D」欄は、B欄とC欄との合計が上限割合を超えることはできません。
(ただし、上限割合を超えて請求する必要がある場合は、当機構担当部と協議が必要です。)
- ⑦「今回請求額(前年度分の不足額)E」欄は、前年度不足分(年度末中間検査額-前年度既受領額の差額)の金額を請求する場合のみ請求金額を計上して下さい。

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

当該契約に係る振込口座の（新規登録／変更）を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) _____
(中項目) _____
(小項目) _____

事業番号：□□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 _____
部課名及び担当者 _____
電話番号 _____

振込指定口座 (新規／変更後)	銀行名 _____
	支店名 _____
	預金種別 _____
	口座名義 _____
	口座名義フリガナ _____
	口座番号 _____

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第12)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金精算払請求書
(・・助成事業名・・)

上記の件について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき精算払を下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称

2 精算払請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

3 振込先

銀行	支店	預金
口座番号		番
名義人		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第13)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る財産処分による収入金報告書
(・・・助成事業名・・・)

上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 助成対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として返還した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財 産 等 の 名 称	数 量	取 得 単 価	取 得 価 格	取 得 年 月 日	処 分 年 月 日	残 存 簿 価	処 分 に よ る 収 入 金	処 分 の 方 式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第14)

取得財産等管理明細表

(助成事業の名称)

区分財産名	財産名(規格)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産とする。
- 2 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産(ソフトウェア等)、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第15)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る財産処分承認申請書
(・・・助成事業名・・・)

上記の件について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第16条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第16)

番 号
年 月 日

申請者の名称及び

代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付決定の中止（廃止）承認通知書
（・・・助成事業名・・・）

平成 年 月 日付け第 号をもって に対し上記助成金の交付の決定を行ったが、平成 年 月 日付け第 号による承認申請書を審査した結果、その交付の決定の全部（一部）の中止（廃止）を承認しますので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定を中止（廃止）した助成事業者に対する交付決定額
- 3 交付決定の中止（廃止）に伴う金額及び年月日
- 4 交付決定の中止（廃止）を承認した理由
- 5 助成金の既支払額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第17)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金返還報告書（取消に係るもの）
（・・・助成事業名・・・）

平成 年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対する上記助成金の交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したいので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定の取消の年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
- 6 加算金の算出基礎
- 7 延滞金の算出基礎
- 8 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第18)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金返還報告書（確定に係るもの）
（・・・助成事業名・・・）

助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第19)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

上記の件について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第20条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額
- 3 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額(A) 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額(B) 円
- 5 助成金の返還相当額 (B - A) 円

(注)

- 1 別紙として精算の内訳を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

(様式第20)

番 号
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金に係る事業化状況報告書
(・・・助成事業名・・・)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に
関し、平成 年度事業化状況について、企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交
付規程第24条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 基本情報

(単位：円)

助成事業名	
助成期間	
助成対象費用[助成率2/3以内]・・・(A)	
助成金確定額・・・(B)	
既納付額累計・・・(C)	
(D) = (B) - (C)	
助成金確定額収益納付期間単年度換算値 (= (B) × 1/5)・・・(E)	
納付額下限値・・・(F) = (E) の1%	

2. 事業化実績報告

算定額(①)の詳細は別紙のとおり

(単位：円)

報告年 度	算定額 (①)	本年度納付額 (②)	経常収支 (③)	納付可能額 (④)	猶予希望額 (⑤)	備考
N1年度						
N2年度						
N3年度						
N4年度						
N5年度						

3. 事業化状況報告

(1) 事業化の状況

(2) 発売時期及び事業名（あるいは製品名）と販売価格、販売数量

発売時期	事業名（あるいは製品名）	販売価格	販売数	販売期間

(3) 事業化で収益をあげるまでの課題と解決のための日程

(注釈)

- 1) 「助成対象費用 (A)」及び「助成金確定額 (B)」は、確定通知書に基づく額をいう。
- 2) 「既納付額累計 (C)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 3) 「助成金確定額収益納付期間単年度換算値 (E)」は、「助成金確定額 (B)」の5分の1をいう。
- 4) 「納付額下限値 (F)」は、「助成金確定額収益納付期間単年度換算値 (E)」の1%をいう。
- 5) 当該年度収益額が納付額下限値 (F) に満たない場合は、納付対象外とする。算定額 (①) 及び本年度納付額 (②) には「対象外」と記入する。
- 6) 「算定額 (①) < (D)」の場合は、本年度納付額 (②) = 算定額 (①) となる。また、「算定額 (①) > (D)」の場合は、本年度納付額 (②) = (D) となる。
- 7) 経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付の猶予を希望する場合は、本年度納付額 (②) は空欄として、経常収支 (③)・納付可能額 (④)・猶予希望額 (⑤) を記入すること。さらに、様式第 21 (納付猶予申請書) を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には③～⑤は記入不要。
納付の猶予を認める例：③<0 の場合、③-②<0 となる場合の差額の猶予等
- 8) 前年度までの納付可能額 (④) 及び猶予希望額 (⑤) は、NEDO から認められた実績額に見直すこと。
- 9) 円未満は切り捨てとする。
- 10) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

事業番号：

(別紙)

事業化実績報告添付資料

対象期間： (始期)平成 年 月 日
(終期)平成 年 月 日

助成事業者名：
助成事業名：

1. 按分比率

	(単位：円)	根拠
売上高		
助成事業に係る売上高		
按分比率 (=助成事業に係る売上高/売上高)		

2. 当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益

	(単位：円)	根拠
当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益	(ア)	

判定：当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益（ア）が納付額下限値（F）以上であるか（はい・いいえ）

3. 収益納付額の算定額 (①)

当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益×定率

$$= (ア) \times 5\%$$

$$= \boxed{}$$

又は、(ア) × 10%

$$= \boxed{}$$

(注釈)

- 1) 根拠資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付すること。
- 2) 「助成事業に係る売上高」及び「助成事業に係る当該年度収益額」は、助成事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該助成事業の実施結果の他への供与によるものが対象となる。
- 3) 2. の判定において「はい」の場合は、3. への記入が必要。「いいえ」の場合は記入不要。
- 4) 3. 算定額 (①) の定率の詳細は企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程第25条の規定に基づく。
- 5) 円未満は切り捨てとする。

